

白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 太陽熱利用システム
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を設置する住宅)

第3条 太陽光発電システムを設置する住宅は、次の各号の要件を全て満たすこととする。

- (1) 太陽光発電システムの設置工事を開始した日の前日までに建築工事が完了していること
- (2) 申請日までに次のいずれかの設備が設置されていること

ア エネルギー管理システム（HEMS）

一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載し、住宅全体の電力使用量な

どを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するものをいう。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表第 1 に定める要件に該当するもの

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ居住する市内に所在する住宅

イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

2 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる設備を設置する住宅は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 補助事業を実施する者自らが所有し、かつ居住する市内に所在する住宅

(2) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅

(3) 補助事業を実施する者自らが居住の用に供するために市内に新築する住宅

(4) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために取得する市内に所在する住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の設備が予め設置されているもの

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施する者であって、次の要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有すること（市への申請日までに住民登録をする場合を含む。）

(2) 白井市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象設備の設置費用を負担し、かつ所有していること。

(4) 補助対象設備の設置を完了していること。

(5) 補助対象設備を設置する住宅が第 3 条第 1 項第 3 号イ又は同条第 2 項第 2

号に該当する場合は、全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について同意を得ていること。

(6) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の省エネルギー設備等に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱のほか、失効前の白井市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱、白井市住宅用高効率給湯器設置費補助金交付要綱及び白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

(7) 補助対象設備のうち、太陽光発電システムを設置する場合は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結済みであること。

(8) 市の他の制度により、補助対象設備に係る補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費のうち別表第2に掲げる経費とし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

3 補助金は第2条第1項各号に定める補助対象設備の種類ごとに、1世帯に1回限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象設備の設置工事を開始した日の属する年度の2月末日まで（第3条第2項第4号に該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受けた日の属する年度の2月末日まで）に、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内訳書（様式第1号の1）
  - (2) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書等の写し
  - (3) 補助対象設備の設置に要した費用に係る領収書の写し又は工事完了引渡証明書等の写し
  - (4) 補助対象設備の設置図面
  - (5) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
  - (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類
  - (7) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し
  - (8) 住民票の写し
  - (9) 白井市税の納税証明書（ただし、申請書により市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合は不要）
  - (10) 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、次の書類の写し
    - ア 電気事業者との特定契約締結を証する書類
    - イ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第1号に該当することを証明する書類
    - ウ 補助対象設備を設置する住宅が第3条第1項第2号に該当することを証明する書類
  - (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する交付申請書を日ごとの先着順に受け付けるものとし、予算の範囲に達した日又は超えた日をもって受付を終了することができる。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書(様式第3号)により速やかに市長に請求しなければならない。

(財産の管理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が定める年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、白井市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書(様式第4号)により市長の承認を得た場合はこの限りでない。

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金処分承認(不承認)通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(協力の義務)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、規則第16条に定めるもののほか、交付決定者がこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 設置者は設備等の設置にあたり、周辺環境への影響について十分に配慮すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第12条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(廃止)

3 次に掲げる要綱は廃止する。

白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

別表第1 (第2条) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナーを設置する場合、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p>
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるものうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品 (BL 部品) として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>



別表第2 (第5条) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器・リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

別表第3 (第5条) 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
太陽光発電システム	単価 2 万円/kW (上限 9 万円)
太陽熱利用システム	上限 5 万円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限 5 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 10 万円

※太陽光発電システムにあつては、太陽電池の公称最大出力(小数点以下第3位を四捨五入)に1キロワットあたりの単価を乗じて得た額とする。なお、各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。